

## 鳥羽市ごみ集積所設備設置事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥羽市内の自治会が設置するごみ集積所設備に要する経費の一部を助成することにより、ごみの散乱を防止し、かつ、住民の美化意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

### (ごみ集積所設備)

第2条 この要綱において、「ごみ集積所設備」とは、耐久構造の建屋や構築物で、10世帯以上が利用し、ごみの散乱が防止できる設備をいう。

### (補助対象事業費)

第3条 補助の対象とする事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、用地費を除くごみ集積所設置本体の工事費とする。

### (補助金交付基準)

第4条 補助金の交付額は、補助対象事業費の3分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。ただし、最高限度額を1箇所2万円とし、同一年度内では1自治会3箇所までとする。

2 前項の場合において、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）第3条の補助金等交付申請書に、ごみ集積所設備の用地の権利者の承諾書又はこれに代わる書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (実績報告)

第6条 補助金交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の補助事業等実績報告書に補助対象事業費の領収書を添えて市長に提出しなければならない。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に設置されるごみ集積所設備に要する経費について適用する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に設置されるごみ集積所設備に要する経費について適用する。